

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）B支店（以下「支店」という。）に採用され、運転手としてピアノやエレクトーン等の運送業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、取引先の倉庫において、三段に積み重ねて配置されていた製品（重さ約100kgの電子ピアノが梱包されている箱）の最上部のものを下ろしていたところ、首から背中に痛みが走った（以下「本件災害」という。）という。請求人は、翌日、D整形外科に受診し「頸部捻挫」と診断された。請求人によれば、この受診後に集配業務に就き、休憩時間中、トラック内の座席で伸びをしたところ、全身に痺れが出現したためE病院に救急搬送され「頸椎椎間板ヘルニア、脊髄損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断されて、入院加療となった。

請求人は、請求人に発症した傷病は集荷・荷下ろし作業が原因であるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日の電子ピアノの移動業務中に本件傷病を発症したものであり、以前には、今回の症状は全く存在しなかった旨を述べている。

(2) 当審査会において、本件災害翌日の平成〇年〇月〇日の頸椎CT画像を確認したところ、C5/6及びC6/7間の後方に骨棘形成を認め、さらにC6/7間の椎間板後方部には石灰化像が確認される。このような所見は、本件災害による外傷性のものではなく、以前から存在した変性所見の像であることは明確である。

したがって、F医師がその意見書において述べている、本件災害によって請求人の頸椎に直接外力が加わったわけではなく、2日ほどの時間経過で症状が進行したこと及び手術前のMRIで明らかな変性を伴ったヘルニアが複数椎間に存在したことから、本件傷病は既存の頸椎椎間板ヘルニアの亜急性増悪である旨の意見は、当審査会としても妥当であると判断する。

したがって、本件傷病は、決定書理由第2の2の(2)のオに説示のとおり、素因としての椎間板変性、ヘルニアが業務中の動作を誘因として症状発現に至ったとみるのが妥当であって、業務上の事由によるものとは認められない。

(3) その他の請求人の主張を子細に検討しても、上記判断を左右するものはい

だすことができない。

- 3 以上のおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。